平 成 30 年

第4回可児市議会定例会議案

目 次

議案第60号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月12日提出

可児市長 冨田 成輝

改正後

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

改正前

可児市手数料徴収条例(昭和37年可児町条例第6号)の一部を次のように改正する。

(手数料の免除) (手数料の免除) 第4条 次の各号のいずれかに該当する場 第4条 次の各号のいずれかに該当する場 合は、手数料を徴収しない。 合は、手数料を徴収しない。 (1) 官公署が請求したとき。ただし、別 (1) 官公署が請求したとき。ただし、別 表第6項第1号から第7号まで及び第 表第6項第1号から第3号まで及び第 12項から第14項までの事務を除く。 5号から第8号まで並びに第12項から 第14項までの事務を除く。 $(2) \sim (5)$ (略) (2)~(5) (略) (略) (略) 別表 (第2条関係) 別表 (第2条関係) 事務の区分 額 事務の区分 額 種類 内容 種類 内容 (略) (略) 建築基準法 (略) 6 建築基準法 (略) (昭和25年法律 (4) 法第43条第1件につき 27,000円 (昭和25年法律第 201号。以下この 第201号。以下こ 2項第1号の 項において「法」 の項において 規定による建 という。) の施行 「法」とい 築物の敷地と に関する事務 う。) の施行に 道路の関係に 関する事務 係る制限の特 例の認定の申 請に対する審 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (6) (略) (7) (略) (略) (8) (略) (8) (略) (9) (略) (略) (略)

(10) (甲各) (11) (甲各) (12) (甲各) (13) (甲各) (14) (甲各) (15) (甲各) (16)	(11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略)
備考 1 ∼ 7 (略)	備考 1~7 (略)

附則

この条例は、平成30年9月25日から施行する。